

駿河湾フェリーのチャーター便を活用した旅行商品等造成支援

1 概要

駿河湾フェリーを活用した県内周遊の促進を図るため、駿河湾フェリーのチャーター便を活用する旅行者等に対し支援金を交付する。

2 制度概要

区 分	内 容	備 考																					
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業法の登録を受けている旅行者 ・ 日本国内に主たる事業所を有する企業及び団体(※) ・ 日本国内に居住する者(※) ※一般募集の場合は、旅行者を介すること																						
対象経費	駿河湾フェリーのチャーター便の利用に係る経費																						
支援額等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">人数</th> <th style="width: 33%;">支援額</th> <th style="width: 33%;">負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40名以上 60名以下</td> <td>100千円</td> <td>700千円</td> </tr> <tr> <td>61名以上 80名以下</td> <td>150千円</td> <td>650千円</td> </tr> <tr> <td>81名以上 99名以下</td> <td>200千円</td> <td>600千円</td> </tr> <tr> <td>100名以上</td> <td>400千円</td> <td>400千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">< 停泊船のチャーターの場合 ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">人数</th> <th style="width: 33%;">支援額</th> <th style="width: 33%;">負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制限なし</td> <td>100千円</td> <td>120千円</td> </tr> </tbody> </table>	人数	支援額	負担額	40名以上 60名以下	100千円	700千円	61名以上 80名以下	150千円	650千円	81名以上 99名以下	200千円	600千円	100名以上	400千円	400千円	人数	支援額	負担額	制限なし	100千円	120千円	定価販売価額： 800千円(税抜) ※消費税は 補助対象外
人数	支援額	負担額																					
40名以上 60名以下	100千円	700千円																					
61名以上 80名以下	150千円	650千円																					
81名以上 99名以下	200千円	600千円																					
100名以上	400千円	400千円																					
人数	支援額	負担額																					
制限なし	100千円	120千円																					
対象期間	令和9年3月10日(水)までに出発する旅行																						
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駿河湾フェリーのチャーター便であること。 ・ 乗船客数が40名以上であること。 ・ 午後6時半以降の利用に限る。(停泊船の場合) 																						
事業費	4,000千円																						

3 事務手続きフロー

